国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

AO オフィスの延長と ISSB

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス 高橋 真人

1. はじめに

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス (AOオフィス) の設置期間の延長が決まり、少なくともあと5年は東京に置かれることになった。同時に、AOオフィスが、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の拠点としても活用されることが決まった。本稿では、AOオフィスのこれまでの活動を振り返り、ISSBの拠点としての機能も含め、今後の課題にも触れたい。文中意見にわたる部分は筆者の私見であり、財団の見解ではないことをお断りする。

2. AO オフィスの延長

AO オフィスは、2011 年 2 月の評議員会議で、東京に設置されることが決まった。当時、AO オフィスの誘致には北京も立候補していたことから、中国に配慮し、10 年後に設置場所を見直すことが合意された。

AOオフィスの設置期限の到来に先立ち、金融庁および財務会計基準機構(FASF)を事務局とするIFRS対応方針協議会は、2021年8月に財団に書簡を送り、AOオフィスに対する

拠出を今後も継続するとともに、ISSB に対する拠出も行う用意があることを表明し、AO オフィスを ISSB の拠点として活用することを提案した。

日本政府は、2021年11月に鈴木俊一金融担当大臣名で財団に書簡を送り、AOオフィスをISSBの拠点として活用することを要望し、民間からの拠出とは別に日本政府もISSBに拠出することを表明した。2021年12月には、黄川田仁志金融担当副大臣がIFRS財団評議員会議長とオンラインで会談し、あらためてAOオフィスの活用を要請した。

このあと、評議員会は、2021年12月下旬に書面審議を行い、AOオフィスの設置期限を延長することと、AOオフィスをISSBの拠点としても活用することを決議した。アジア・オセアニア地域におけるISSBの拠点としては、東京と北京が候補となっていたが、北京については現在も検討中である。

3. 10年間の足跡と今後の課題

(1) 日本における IFRS 基準の適用促進

AO オフィスは、開設以来3つの目的に向けて活動してきた。1つ目の目的は、日本におけるIFRS 基準の任意適用の促進である。



AOオフィスは、日本国内の企業、業界団体 からのご意見、ご質問を国際会計基準審議会 (IASB) に繋ぐとともに、金融庁、東京証券取 引所、FASF、企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA)、日本経済団体 連合会、日本証券アナリスト協会などの関係先 と連携し、IFRS 基準の任意適用の拡大を目指 してきた。

各企業、関係先のご尽力により、AOオフィ ス開設当時約 10 社であった IFRS 適用企業は 2021年10月末時点では256社となり、うち上 場企業 248 社の時価総額は、全上場企業の時価 総額の44.6%となった。

コロナ以降、対面による意見交換が難しく なっているが、オンラインセミナー、ビデオ会 議などを通じて、関係者とのコミュニケーショ ンの機会を最大限確保していきたい。特に、 ISSB に関しては、最新の動向を共有できるよ う情報発信に努め、関係者のご意見、ご質問を IFRS 財団、ISSB に繋ぐ役割をしっかり果たし たいと考えている。

今後は、IFRS 会計基準 (IASB 基準) のみ ならず、IFRS サステナビリティ開示基準 (ISSB 基準) の適用促進も AO オフィスの目 的に含まれてくる。ISSB 基準が、日本国内で どのように適用されるのか、その議論はまだこ れからであるが、AOオフィスとしては、関係 者のご意見を伺いながら、さまざまな可能性に ついて検討したいと考えている。

(2) アジア・オセアニア地域における IFRS 基 準の適用支援

AO オフィスの2つ目の目的は、日本を含む アジア・オセアニア地域における IFRS 基準の 適用支援である。AO オフィスは、国内外の関 係先のご協力を得て、日本を含むアジア・オセ アニア地域とのエンゲージメントに取り組んで きた。

作成者、利用者、監査人向けの活動として は、JICPA 主催の IFRS セミナー (日英同時 配信)、日本・韓国・シンガポールの会計士協 会共催の IFRS ウェビナー、ASEAN 会計士連 盟(AFA) 主催の IFRS ウェビナーなどへの 参加がある。規制当局との関係では、グローバ ル金融連携センター (GLOPAC) のプログラ ム、証券監督者国際機構(IOSCO)のアジア 太平洋地域委員会(APRC)の会議での講演な どがある。会計基準設定者との関係では、アジ ア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)会議、日中韓3か国会議への参加な どがある。

これまで、IASB 基準に関しても、アジア・ オセアニア全域をカバーする適用支援が十分に できていたとはいえない。ISSB 基準に関して は、ステークホルダーの範囲がさらに広い。 AOオフィスとしては、これまで接点のなかっ たステークホルダーとの関係構築が今後の課題 の一つとなる。エンゲージメントの輪を広げる にはどのような方法が考えられるか、ステーク ホルダーのご意見を伺いながら検討したい。

AO オフィスは、これまでエンゲージメント を専任とするスタッフを置いていなかったが、 日本およびアジア・オセアニア地域全域を対象 として ISSB 基準の適用支援を行っていくため には、エンゲージメント専任のスタッフの配置 が必要と考えている。

(3) IFRS 基準の基準設定への参画

AO オフィスの3つ目の目的は、IFRS 基準 の基準設定への参画である。現在 AO オフィ スのテクニカルスタッフは、IASB のプロジェ クトチームのメンバーとして、ロンドンのス タッフと同様に基準設定業務に従事している。

AO オフィスへのテクニカルスタッフの配置 は2014年に開始された。歴代のAOオフィス のスタッフに対するロンドン側の評価は総じて 高く、AO オフィスに割り当てられるプロジェクトの数も増加した。現在、AO オフィスのスタッフが担当しているプロジェクトは、「マネジメント・コメンタリー(IFRS 実務記述書第1号の修正)」、「IFRS 基準の一貫した適用」、「交換可能性の欠如(IAS 第21号の修正)」などである。

IASB 基準の基準設定に関しては、当面は、現在のスタッフ 2 名体制を維持するが、将来的には増員を目指したい。ロンドンに駐在しなくても、IASB の基準設定プロセスに参画できるという AO オフィスの特典は今後も維持したい。

ISSB 基準に関しては、マルチロケーション(拠点分散型の運営)であることから、AO オフィスも ISSB 基準の基準設定に参画することになると考えられるが、各拠点の規模・役割はまだ決まっていない。AO オフィスは、アジア・オセアニア各国出身のスタッフでバランスよく構成されることが望まれる。

4. AO オフィスの運営費用

AO オフィスの運営費用は、これまで、 FASF の AO オフィスに対する拠出金の上限 金額の範囲内であったが、今後、ISSB 関連費 用が加わるとその上限を超える。超えた部分は、IFRS財団の資金で賄われることになる。

5. おわりに

ISSB に関しては、2021 年 12 月にエマニュエル・ファベール議長が、2022 年 1 月にスー・ロイド副議長が選任された。理事の公募は開始されており、2022 年 2 月から面接が開始されている。このあと理事が選任され、ISSB の最初の審議会が開催される。気候変動基準を含む最初の ISSB 基準の公開草案の公表、アジェンダコンサルテーションの開始も予定されている。AO オフィスとしては、ISSB の最新動向について最新の情報を共有し、AO オフィスの今後のあり方について意見交換させていただきたいと考えている。

2022 年 10 月に AO オフィスは開設 10 周年を迎える。この間、歴代の評議員、IASB 理事をはじめ、関係者の方々からは多大なるご指導をいただいた。また、AO オフィスの延長に関しても、国内外の関係先から全面的なご支援をいただいた。この場をお借りして心より御礼を申し上げるとともに、今後もさらなるご支援をお願い申し上げたい。